

払戻金制度について

● 払戻金制度に関する事項

求人者との雇用契約が成立した後に、就職した者が求人者の責に帰すべからざる事由により退職した場合、人材紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

【一般職業紹介】

- (1) 入社日以降 1 か月以内の退職：70%
- (2) 入社日以降 2 カ月以内の退職：50%
- (3) 入社日以降 3 カ月以内の退職：30%

【特定技能生の紹介（インドネシア）】

- (1) 入社日以降 3 カ月以内の退職：50%

また、払戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。